

転出される方へ(ご案内)

転入届は、新しい住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地の市区町村役所(場)で手続きをしてください。
(正当な理由もなく14日以内に転入届出をされない場合、50,000円以下の過料、外国人住民は在留資格の取消処分)に処せられる場合があります。)

【転入届に必要なもの】 ◎転出証明書 ◎本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※ マイナンバーカード・在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方は**必ずご持参ください**。

必要な手続き	新見市での手続き	担当課	新しい住所地での手続き
印鑑登録	・転出予定日をもって廃止になります。	市民課 市民係 0867-72-6121	・必要な方は新たに印鑑登録をしてください。
個人番号カード (マイナンバーカード)			【特例転入・カード継続利用の手続き】 ・新しい住所に住み始めてから14日以内(転出予定日より30日以内であること)にカードをお持ちになり、転入届をしてください。 ・上記の転入届出後 90日以内 にカードの継続利用手続きをしてください。 ※カードの暗証番号の入力をする必要があります。
電子証明書	・署名用は住所の変更により自動的に失効になります。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。		・署名用は必要に応じて手続きしてください。
在留カード又は特別永住者証明書			・在留カード又は特別永住者証明書を持参してください。
国民年金	・国外転出される場合は、国民年金の喪失または任意加入の手続きをしてください。	市民課 国保年金係 0867-72-6123	・厚生年金、共済に加入の場合は勤務先で届けをしてください。納付書は住所が変わっても使えます。
後期高齢者医療	・被保険者証をお返しく下さい。 ・転出者が県外の方は、負担区分証明書の交付を受けてください。 ※転出先が県外の施設の方は、住所地特例適用届が必要な場合があります。		・負担区分証明書を持参して加入手続きをしてください。(岡山県外へ転出される方のみ)
国民健康保険	・保険証をお返しく下さい。 ※学生や転出先が施設の方は、引き続き新見市の保険証を使用していただける場合があります。		・引き続き国民健康保険に加入される場合は加入手続きをしてください。 ※学生や転出先が施設の方で、引き続き新見市の保険証を使用される方は手続き不要です。
		税務課 市民税係 0867-72-6117	・産前産後期間の国保税の軽減措置を継続して受けるため、「産前産後免除対象者異動連絡票」を関係窓口に提出してください。 ※現在本市で軽減措置を受けている方のみ ※異動連絡票は新見市で再発行できます。
心身障害者医療	・受給者証を返還してください。	福祉課 障害者福祉係 0867-72-6126	・加入手続きをしてください。(保険証必要)
子育て支援医療	・受給資格者証を返還してください。	子育て支援課 こども福祉係 0867-72-6115	・加入手続きをしてください。(保険証必要)
児童手当	・児童手当を受給されている方は、子育て支援課で受給消滅等の手続きを行ってください。		・児童手当の認定請求手続きをしてください。
介護保険	・喪失届をして保険証をお返しく下さい。 ・認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 ※転出先が施設の方は、住所地特例適用届が必要な場合があります。	高齢者支援課 介護保険係 0867-72-3148	・認定を受けている方は、受給資格証明書を提出して認定の申請をしてください。

必要な手続き	新見市での手続き	担当課	新しい住所地での手続き
小中学校の児童生徒	・通学していた学校で在学証明書をお受け取りください。		・在学証明書を持参してください。
犬を飼われている方	・新見市での手続きは不要です。	環境課 衛生係 0867-72-6124	・犬の担当課で登録手続きをしてください。 ・鑑札があればお持ちください。
原付(125cc以下)のバイク	・ナンバープレートを持参のうえ廃車手続きをしてください。	税務課 市民税係 0867-72-6117	・登録手続きをしてください。
上下水道料金を納付されている方	・水道を閉栓する連絡は、上水道課へご連絡ください。閉栓された月まで上下水道料金はかかります。 ・新見市ホームページ「くらしのガイド(住まい・環境)」からオンライン申請も可能です。	上水道課 管理係 0867-72-8971 下水道課 管理係 0867-72-6138	
告知放送機器等が家にある方	・告知放送機器等は、そのまま置いておいてください。 ※ただし、転出に伴い家屋を解体する場合は機器等の撤去を行いますので、情報政策課へご連絡ください。	情報政策課 情報管理係 0867-72-3154	

◎転出証明書の転出予定日以降は、新見市に住所がないものとして取り扱うことになります。

◎転出を取り止めたときは、すみやかに転出証明書を持参して、新見市で転出取消の手続きをしてください。

◆問い合わせ先 〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3 新見市役所市民課 TEL0867-72-6121
または、下に記載の各支局 市民福祉係へお尋ねください。

大佐支局 TEL 0867-98-2111

神郷支局 TEL 0867-92-6111

哲多支局 TEL 0867-96-2111

哲西支局 TEL 0867-94-2111